

静岡県中小企業等 物価高騰緊急対策補助金



コロナ禍における、物価高騰の影響を受ける中小企業等の事業継続を支援するため、価格転嫁やコスト削減の取組に対し助成します。

支援対象

物価高騰の影響を受ける県内中小企業・小規模事業者
(農林水産業を営む者・事業協同組合等含む) ※

※中小企業支援法第2条第1項第1号～第4号に定義された事業者が対象。

補助額

最大 50万円 (対象経費の2/3を補助)

対象経費

次のいずれかの物価高騰対策の取組に要する経費

(1) 価格転嫁に関するこ

(2) コスト削減に関するこ

詳細は裏面へ

注意事項

- 令和4年4月以降に行われた活動の経費であること
- 令和5年1月末までに対象経費の支出が完了すること

※他の補助金を受給している事業者においても、対象経費が異なれば、
補助金の受給が可能です

申請方法

原則オンライン申請 ※詳細は現在準備中です

申請期間 (予定)

令和4年11月28日(月)～令和4年12月23日(金)

◎予算の都合により、締め切り前に受付を終了する場合があります。

お問合せ

静岡県物価高騰対策補助金窓口

※11月以降事務局及び
コールセンター設置予定

電話番号：054-221-2700

午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※令和4年度9月補正予算が成立した場合に実施予定です。

対象経費とは？

(1)(2)のいずれかの取組にかかる以下の経費

経費	使用例
機械装置等導入費	PC、タブレット類及びその付属備品、会計ソフト等システム導入、エアコン等省エネ機器など
広報費	パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物及びホームページ作成など
展示会等出展費	出展料、ブース装飾費など
外注費	断熱工事、断熱塗装など

モデル例

(1)価格転嫁のこと

○直接的な値上げ交渉が難しく、他の方法で価格転嫁対策を行う取組

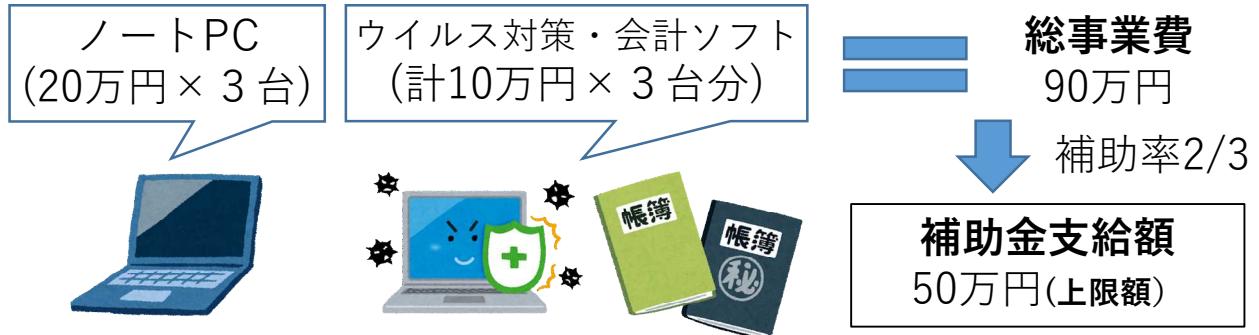
【例】新たな販路開拓【顧客開拓に向けた展示会への参加】



(2)コスト削減のこと

○製造・販売方法等の業務効率化や省エネ対応機器の導入により、コスト削減を行う取組

【例】業務効率化【帳簿の電子化(インボイス制度対応)】



※令和4年度9月補正予算が成立した場合に実施予定です。